

変更点を知って上手に活用しましょう

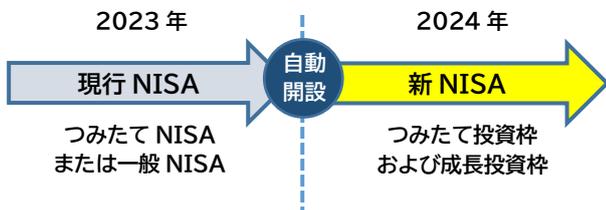
2024年から NISA 制度が変わります

NISA は、2024 年 1 月に制度の恒久化、非課税保有期間の無期限化、年間投資枠・非課税保有限度額の拡大などの制度改正が行われることとなりました。

新 NISA と現行 NISA の違いやロールオーバーの取扱い、制度変更による注意点をチェックしておきましょう。

新 NISA をはじめるには

2023年12月末時点ですみだて NISA 口座または一般 NISA 口座を開設されている場合、2024年1月1日時点で新 NISA 口座が自動的に開設されます。



現行の NISA で保有するファンドは、非課税期間が満了するまでの間は譲渡益や分配金が非課税です

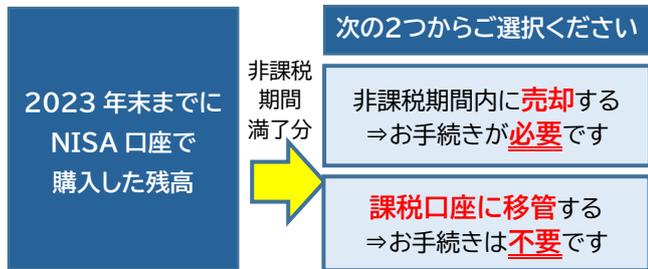
新 NISA の生涯投資枠(1,800万円)とは別枠で、現行の非課税期間満了まで NISA 口座で保有できます。

2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	...
	つみたて NISA	購入した年から 20 年間は非課税					
	一般 NISA	購入した年から 5 年間は非課税					

非課税保有期間が満了すると、課税口座(特定口座または一般口座)に払い出されます。

新 NISA へのロールオーバーはできません

現行 NISA から新 NISA への移管(ロールオーバー)はできません。



現行 NISA で購入されたファンドの 分配金再投資先は課税口座となります

分配金の受取方法を「再投資」としている場合

- 現行 NISA 口座で購入されたファンドから支払われる分配金は、2024年からは非課税投資枠の有無に関わらず、課税口座(特定口座または一般口座)での再投資となります。

<現行 NISA の 2024 年以降の分配金>

分配金発生口座	分配金再投資先口座
つみたて NISA	課税口座 (特定口座または一般口座)
一般 NISA	
ジュニア NISA	

- 新 NISA 口座で購入されたファンドの分配金での再投資は、新 NISA 枠を使用します。

<新 NISA の 2024 年以降の分配金>

分配金発生口座	分配金再投資先口座
つみたて投資枠	つみたて投資枠*
成長投資枠	成長投資枠*

*年間投資枠(つみたて投資枠120万円、成長投資枠240万円)を超える分に関しては、課税口座(特定口座または一般口座)での再投資となります。

積立のご契約は引き継がれます

現行の NISA 制度で積立のご契約(定時定額買付契約)がある場合は、2024年以降、新 NISA で積立が継続されます。

! 成長投資枠対象条件に該当しないファンドでの積立のご契約は、2024 年以降、課税口座(特定口座または一般口座)での積立となります。

くわしくは、当行本支店窓口までお問合せください。

令和 5 年 12 月 1 日現在

【制度概要】

	現行NISA		新NISA	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
買付可能期間	2023年まで		恒久化 POINT 1	
非課税保有期間	20年間	5年間	無期限 POINT 2	
年間投資枠	40万円	120万円	合計 360万円 POINT 3	
			120万円	240万円
非課税保有限度額 (総枠)	800万円	600万円	1,800万円	POINT 4
				(うち成長投資枠 1,200万円)
対象商品	長期の積立・分散投資に 適した 一定の投資信託	投資信託・上場株式等	長期の積立・分散投資に 適した 一定の投資信託(※1)	投資信託・上場株式等 (※2)
非課税投資枠の 再利用	年間投資枠・非課税保有限度額ともに 再利用は不可		年間投資枠の再利用は不可だが、 非課税保有限度額(総枠)の再利用が可能	
対象年齢	その年の1月1日において 18歳以上		その年の1月1日において 18歳以上	
購入方法	積立のみ	一括・積立	積立のみ	一括・積立
制度の併用	不可		可能 POINT 5	

※1 「つみたて投資枠」の取扱商品は、現行の「つみたてNISA」と同じ

※2 ①整理・監理銘柄 ②信託期間 20年未満、高レバレッジ型および毎月分配型の投資信託等は対象外

2024年からの新NISAのポイント

POINT 1 NISA制度が恒久化

現行NISAではつみたてNISAが 2042年まで、一般NISAが 2023年までと利用できる期間が限定されていましたが、新NISA制度では口座開設期間が恒久化されるため、いつでもNISAの利用を始めることができるようになります。

POINT 2 非課税保有期間が無期限に

現行のNISA制度では、つみたてNISAが 20年間、一般NISAが 5年間と非課税保有期間が限られていましたが、新NISA制度では非課税保有期間がつみたて投資枠・成長投資枠ともに無期限になります。

POINT 3 年間投資枠が最大 360万円に拡大

新NISA制度では、年間投資枠がつみたて投資枠で 120万円、成長投資枠で 240万円に拡大します。

POINT 4 非課税保有限度額(最大 1,800万円)で残高を管理

新NISA制度では、1人あたり 1,800万円(うち成長投資枠は 1,200万円)の非課税保有限度額が設定されます。この非課税保有限度額は簿価残高で管理するため、売却した場合は、翌年以降その簿価分を再利用することが可能になります。
※利用した年の年間投資枠 360万円は売却しても復活しません。

POINT 5 つみたて投資枠と成長投資枠の併用が可能に

現行のNISA制度では、つみたてNISAと一般NISAの併用は認められていませんが、新NISA制度では同一年につみたて投資枠と成長投資枠を併用することができます。

現行NISA制度(NISA・つみたてNISA)に関するご留意事項

【NISAについて】●NISA口座は、原則すべての金融機関を通じて1人1口座のみ開設できます(金融機関を変更した場合を除く)。●平成27年1月以降、一定の手続きのもとで金融機関の変更が可能となりました。ただし、金融機関の変更手続きを行い、複数の金融機関でNISA口座を開設した場合でも、各年において1つのNISA口座でしか株式投資信託を購入することができません。また、NISA口座内の株式投資信託を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税枠を利用していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。●各年120万円の非課税口座の枠は、その年にしか使うことができず、未使用分を翌年以降に繰り越すことはできません。【つみたてNISAについて】●つみたてNISAとNISAは選択制であり、併用はできません。●つみたてNISAに係る積立契約の締結が必要であり、同契約に基づき定期かつ継続的な方法による買付を行います。●つみたてNISAはNISAと異なりロールオーバーができません。●つみたてNISA口座を開設した日から10年を経過した日およびその日以後5年を経過することに、口座開設者のお名前・ご住所について確認させていただきます。●なお、当該確認ができない場合には、つみたてNISAが利用できなくなる場合がございます。【共通事項について】●本制度の対象となる商品のうち香川銀行では、株式投資信託を取り扱っています。●他の口座との損益通算はできません。また、非課税口座内で譲渡損が発生したとしても繰越控除することはできません。●非課税口座内で保有している株式投資信託等を一度売却すると、売却部分の非課税投資枠は再利用できません。●株式投資信託の分配金のうち、元本戻戻金(特別分配金)はそもそも非課税であるため、本制度のメリットは受けられません。※今後の税制改正等により、内容が変更となる場合がございます。

本資料ご利用にあたってのご留意事項

●本資料は、香川銀行が「新しいNISA制度」のご案内を目的に作成したものです。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。